

令和7年3月13日付けで公告した「土地及び建物売却公告」について、下記のとおり訂正します。

令和7年4月15日  
島根県総務部管財課

添付書類『物件概要』

修正後	修正前										
<p>物件概要</p> <p>【土地】</p> <table border="1"><tr><td>供給処理施設の状況</td><td>公共下水道</td><td>なし(令和7年6~7月頃下水道供用開始予定)</td></tr></table> <p>【建物】</p> <table border="1"><tr><td>注意事項</td><td>6 便所は水洗便所です。浄化槽(単独浄化槽)の維持管理に要する費用は購入者の負担となります。なお、公共下水道が令和7年6~7月頃供用開始予定です。公共汚水ますは、2箇所設置されており、公共汚水ますの受益者負担金については、物件を買受けされた方に負担していただくこととなります。受益者負担金額は、個人の場合は(基本料金15万円+世帯人数×2万円)×2箇所、法人の場合は(基本料金15万円+正規雇用人数×1万円)×2箇所となります。(ただし、物件の利用形態により負担金額は変更となる場合があります。)物件を買受けされた方は、江津市下水道課(0855-52-7497)へご連絡をお願いします。</td></tr></table>	供給処理施設の状況	公共下水道	なし(令和7年6~7月頃下水道供用開始予定)	注意事項	6 便所は水洗便所です。浄化槽(単独浄化槽)の維持管理に要する費用は購入者の負担となります。なお、公共下水道が令和7年6~7月頃供用開始予定です。公共汚水ますは、2箇所設置されており、公共汚水ますの受益者負担金については、物件を買受けされた方に負担していただくこととなります。受益者負担金額は、個人の場合は(基本料金15万円+世帯人数×2万円)×2箇所、法人の場合は(基本料金15万円+正規雇用人数×1万円)×2箇所となります。(ただし、物件の利用形態により負担金額は変更となる場合があります。)物件を買受けされた方は、江津市下水道課(0855-52-7497)へご連絡をお願いします。	<p>物件概要</p> <p>【土地】</p> <table border="1"><tr><td>供給処理施設の状況</td><td>公共下水道</td><td>なし(令和7年4月1日下水道供用開始予定)</td></tr></table> <p>【建物】</p> <table border="1"><tr><td>注意事項</td><td>6 便所は水洗便所です。浄化槽(単独浄化槽)の維持管理に要する費用は購入者の負担となります。なお、公共下水道が令和7年4月1日供用開始予定です。公共汚水ますは、2箇所設置されています。公共汚水ますの受益者負担金については、県は徴収猶予申請をする予定です。よって、当該物件を買受けされた方に受益者負担金を負担していただくこととなります。公共下水道への接続については、江津市下水道課(0855-52-7497)へ問い合わせをお願いします。</td></tr></table>	供給処理施設の状況	公共下水道	なし(令和7年4月1日下水道供用開始予定)	注意事項	6 便所は水洗便所です。浄化槽(単独浄化槽)の維持管理に要する費用は購入者の負担となります。なお、公共下水道が令和7年4月1日供用開始予定です。公共汚水ますは、2箇所設置されています。公共汚水ますの受益者負担金については、県は徴収猶予申請をする予定です。よって、当該物件を買受けされた方に受益者負担金を負担していただくこととなります。公共下水道への接続については、江津市下水道課(0855-52-7497)へ問い合わせをお願いします。
供給処理施設の状況	公共下水道	なし(令和7年6~7月頃下水道供用開始予定)									
注意事項	6 便所は水洗便所です。浄化槽(単独浄化槽)の維持管理に要する費用は購入者の負担となります。なお、公共下水道が令和7年6~7月頃供用開始予定です。公共汚水ますは、2箇所設置されており、公共汚水ますの受益者負担金については、物件を買受けされた方に負担していただくこととなります。受益者負担金額は、個人の場合は(基本料金15万円+世帯人数×2万円)×2箇所、法人の場合は(基本料金15万円+正規雇用人数×1万円)×2箇所となります。(ただし、物件の利用形態により負担金額は変更となる場合があります。)物件を買受けされた方は、江津市下水道課(0855-52-7497)へご連絡をお願いします。										
供給処理施設の状況	公共下水道	なし(令和7年4月1日下水道供用開始予定)									
注意事項	6 便所は水洗便所です。浄化槽(単独浄化槽)の維持管理に要する費用は購入者の負担となります。なお、公共下水道が令和7年4月1日供用開始予定です。公共汚水ますは、2箇所設置されています。公共汚水ますの受益者負担金については、県は徴収猶予申請をする予定です。よって、当該物件を買受けされた方に受益者負担金を負担していただくこととなります。公共下水道への接続については、江津市下水道課(0855-52-7497)へ問い合わせをお願いします。										